

報道機関各位

まちなかタクシーのひと月の利用可能回数の設定について

令和5年10月から導入した町内定額タクシー「まちなかタクシー」について、以下のとおり令和6年4月からひと月の利用可能回数を設定します。

利用状況 1日の利用回数が制度導入時の10月は1日当たり平均27回だったのに対し、制度の浸透・周知が進み、直近の令和6年2月では1日当たり平均43.6回利用されています。 ※登録者数 3/21時点 965人

変更内容 前述の利用状況に加え、利用申込がしにくい場合があるなどの声をいただき、登録者が平等にご利用いただけるよう次のとおり、ひと月の回数制限を設けます。

(1) ご利用はひと月に20回までとします。

(2) 乗車回数が18回以上になった際、タクシー乗務員から回数をお知らせする予定です。

変更時期 令和6年4月から

まちなかタクシーについてのお問合せ先

3月まで	企画振興課	まちづくり政策係	☎0265-79-3152
4月から	くらしの安全安心課	生活環境・交通係	☎0265-79-3154

添付資料 有

 無

箕輪町子育て少子化対策
キャッチコピー

みんなで育てる みのわっ子
～パパになるなら箕輪町
ママになるのも箕輪町～

企画振興課 まちづくり政策係
(課長) 唐澤 勝浩 (担当) 小松 祐貴
電話 0265-79-3152 (内線) 1151
F A X 0265-79-0230
E-mail kizai@town.minowa.lg.jp